



〈BOOK REVIEW〉 日本弁護士連合会行政訴訟センター
編『実例解説行政関係事件訴訟：最新重要行政関係
事件実務研究3』 青林書院

角松，生史

(Citation)

自由と正義, 65(12):93-93

(Issue Date)

2014-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

© 角松生史 無断転載禁止

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002741>





実例解説

行政関係事件訴訟 — 最新重要行政関係事件実務研究③

日本弁護士連合会行政訴訟センター 編／青林書院 定価5,600円＋税(2014年3月刊)

本書は『最新重要行政関係事件実務研究』シリーズの1冊である。同シリーズは、日本弁護士連合会行政訴訟センター行政実務研究会における裁判例検討の成果として、注目裁判例について、代理人弁護士による「報告」と、同研究会メンバーによる「解説」というスタイルで構成されている。

第3巻にあたる本書では、以下の13事件がとりあげられる。①エコテック産廃最終処分場事件(東京高判平21.5.20、千葉地判平19.8.21)、②小田急線高架化事件(最判平17.12.7(原告適格)、最判平18.11.2(本案))、③浜松土地区画整理事件(最判平20.9.10)、④権利放棄議決事件(最判平24.4.20等)、⑤都計法適合書面交付事件(岡山地判平18.4.19)、⑥道交法違反事件(大阪高判平20.2.14)、⑦タヌキの森事件(最判平21.12.17)、⑧海岸法占用許可取消事件(最判平19.12.7)、⑨サテライト大阪事件(最判平21.10.15)、⑩運賃認可仮の義務付け事件(福岡地決平22.5.12)、⑪生活保護開始仮の義務付け事件(那覇地決平21.12.22等)、⑫業務停止命令取消事件(さいたま地判平23.2.2)、⑬医薬品ネット販売権確認事件(最判平25.1.11)。優れた実務家たちの検討成果に基づく本書に対して実務経験を持たない評者がコメントするのはおこがましいが、法科大学院教育に携わる立場から、主として本書の教育的意義について若干の感想を述べることにする。

まず、本書所収の各事件の学問的・教育的重要性である。『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ(第6版)』に4件(②、③、⑦、⑨)、『環境法判例百選(第2版)』に4件(①、②、③、⑨)、『地方自治判例百選(第4版)』に2件(④、⑧)がとりあげられていることにも示されているように、これら事件の多くは、行政法理論にも影響を与え、法科大学院教育においてほぼ必ずとりあげられる重要裁判例である(時期の関係で上記には収載されていないが、⑩、⑪、⑬などもそうである)。これらについて実際の代理人が「報告」

を執筆している本書は、時系列に沿って流れを理解し、事案の詳細と対応させて判旨を読み解く上で、格好の参考教材となるだろう(評者自身も事案や下級審判旨について見落としていた点が多く、多くを教えられた)。「報告」の中には、あらかじめ当該裁判例について一定の知識がないとややわかりにくいと思われるものもあり、また、代理人としての訴訟活動を主眼とすることから、最高裁判決についての分析が少ない傾向があるが、それは「解説」で適切に補われているし、参考教材として用いる上では全く問題がないだろう。

第2に、複眼的視点の導入である。法科大学院の期末試験等では、当事者の立場からの検討を指示しているのにもかかわらず、いわば「神の視点」から安易に「答え」を示そうとする学生が少なくない現状がある。この点で、当事者に寄り添い、その視点から事案を法的に構成して依頼者に有利な解決を導こうとする代理人の思考・行動過程を一定程度追体験できる本書から学生たちが学ぶものは多いだろう。さらに、「現場から一步引いた」(545頁)「解説」により当事者の視点は一定程度相対化され、複眼的視点の獲得に資する。困難を承知であえて注文すれば、原告と利害が対立する当事者の視点をも示すことができれば(例えば①、⑤、⑩、⑫事件のような場合)学習効果はさらに高くなるのではないか。

第3に、学生たちの進路選択や、若手弁護士のキャリア形成にとっても、本書から得るものは多いだろう。豊かな経験に基づくプロの訴訟活動の実例が多く紹介され、モデルを提供しているし、他方、行政事件の経験が皆無だった弁護士が、依頼者のために基礎から学び、生活保護分野における初めての執行停止、そして初めての仮の義務付けを勝ち取った事例(⑪)は、法曹の社会的意義と倫理について訴えかけるものがある。また、親友の依頼に応えて、犯則点数付加行為を実質的当事者訴訟で争おうとした事例(⑥)は、社会的紛争と法的救済のあり方の根本を問い直すものになっている。